

議案第 2 号

野田市立幼稚園園児保育料等徴収条例第4条第2項の規定による
幼稚園の保育料の減免措置に関する規則の一部を改正する規則の
制定について

野田市立幼稚園園児保育料等徴収条例第4条第2項の規定による幼稚園の保
育料の減免措置に関する規則（昭和47年野田市教育委員会規則第3号）の一
部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月3日提出

野田市教育委員会教育長 佐藤 裕

野田市立幼稚園園児保育料等徴収条例第4条第2項の規定による幼稚園の保育料の減免措置に関する規則の一部を改正する規則

野田市立幼稚園園児保育料等徴収条例第4条第2項の規定による幼稚園の保育料の減免措置に関する規則（昭和47年野田市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の減免措置に」を「及び入園料（以下「保育料等」という。）の減免に関し」に改める。

第2条の表の注の1及び2を次のように改める。

1 令和元年度における減免の額は、次の算式により算出した額とする。

減免の額×（平成31年4月から令和元年9月までの分（以下「前期分」という。）の保育料を支払った月数+3）÷15（100円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。）

2 保護者が支払った令和元年度における保育料等の額は、入園料及び次の算式により算出した保育料の額の合計額とし、その額が令和元年度における減免の額を下回る場合は、その額を限度とする。

保育料 保育料×前期分の保育料を支払った月数

第2条の表の注の3中「同法附則第5条第3項及び第5条の4の2第6項」を「附則第5条第3項及び附則第5条の4の2第6項」に改め、「適用しないもの」の次に「とする。また、同法第318条に規定する市町村民税の賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有していた者であるときは、地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額に8分の6を乗じて得た額を所得割の額とするもの」を加え、「同法第323条」を「地方税法第323条」に改める。

第3条中「（別記第1号様式）」を削る。

第4条中「（別記第2号様式）」を削る。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則

に次の1項を加える。

(失効)

2 この規則は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の野田市立幼稚園園児保育料等徴収条例第4条第2項の規定による幼稚園の保育料の減免措置に関する規則第2条の表の規定は、平成31年4月1日から適用する。

提案理由

令和元年5月22日付け元文科第118号「令和元年度幼稚園就園奨励費補助金等に係る国庫補助限度額等について（通知）」にて、保育料等減免額の算出方法に変更があったことから、本規則を改正しようとするもの。

野田市立幼稚園園児保育料等徴収条例第4条第2項の規定による幼稚園の保育料の減免措置に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○ 野田市立幼稚園園児保育料等徴収条例第4条第2項の規定による幼稚園の保育料の減免措置に関する規則(昭和47年野田市教育委員会規則第3号)

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、野田市立幼稚園園児保育料等徴収条例(昭和25年野田市条例第28号)第4条第2項の規定に基づき、教育委員会が行う市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の保育料及び入園料(以下「保育料等」という。)の減免に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(減免の対象範囲及び減免の額)</p> <p>第2条 減免措置の対象となる世帯の範囲及び減免の額は、次のとおりとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、野田市立幼稚園園児保育料等徴収条例(昭和25年野田市条例第28号)第4条第2項の規定に基づき、教育委員会が行う市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の保育料の減免措置に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(減免の対象範囲及び減免の額)</p> <p>第2条 減免措置の対象となる世帯の範囲及び減免の額は、次のとおりとする。</p>
(略)	(略)
<p>注</p> <p>1 <u>令和元年度における減免の額は、次の算式により算出した額とする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>減免の額×(平成31年4月から令和元年9月までの分(以下「前期分」という。)の保育料を支払った月数+3)÷15(100円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。)</u></p> <p>2 <u>保護者が支払った令和元年度における保育料等の額は、入園料及び次の算式により算出した保育料の額の合計額とし、その額が令和元年度における減免の額を下回る場合は、その額を限度とする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">保育料 保育料×前期分の保育料を支払った月数</p> <p>3 この表における「所得割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、<u>附則第5条第3項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。</u>また、同法第318条に規定する市町村民税の賦課期日において<u>指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)</u>の区域内に住所を有していた者であるときは、<u>地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額に8分の6を乗じて得た額を所得割の額とするものとし、世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、当該所得</u></p>	<p>注</p> <p>1 <u>年度の途中の入園又は退園により、保育料が在園した期間に応じて支払われている場合の減免の額は、次の算式により算出した額とする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>減免の額×(保育料を支払った月数+3)÷15(100円未満は四捨五入するものとする。)</u></p> <p>2 <u>保護者が支払った保育料等の額が減免の額を下回る場合は、支払った保育料等の額を限度とする。</u></p> <p>3 この表における「所得割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、<u>同法附則第5条第3項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとし、世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、当該所得割の額を合算する。)</u>の額をいう。なお、<u>同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額から控除して得た額を所得割の額とする。</u></p>

割の額を合算する。)の額をいう。なお、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額から控除して得た額を所得割の額とする。

4～8 (略)

(保育料の減免措置の申請)

第3条 保育料の減免措置を受けようとする保護者は、別に教育委員会が指定する日までに野田市保育料減免措置に関する調書に当該年度の市町村民税の課税(非課税)証明書又は市町村民税の納税通知書の写しを添付して幼児の通園する幼稚園の園長を経由して、教育委員会に提出するものとする。ただし、生活保護法の規定による保護を受けている世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている世帯にあっては、福祉事務所長の発行する証明書を添付してこれに代えることができる。

(減免措置の通知)

第4条 教育委員会は、前条の減免措置に関する調書の提出があったときは、その内容を審査し、減免すべきものについては、保育料を減免するとともに園長を経由して、野田市保育料減免措置通知書によりその内容を保護者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

(削る。)

4～8 (略)

(保育料の減免措置の申請)

第3条 保育料の減免措置を受けようとする保護者は、別に教育委員会が指定する日までに野田市保育料減免措置に関する調書(別記第1号様式)に当該年度の市町村民税の課税(非課税)証明書又は市町村民税の納税通知書の写しを添付して幼児の通園する幼稚園の園長を経由して、教育委員会に提出するものとする。ただし、生活保護法の規定による保護を受けている世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている世帯にあっては、福祉事務所長の発行する証明書を添付してこれに代えることができる。

(減免措置の通知)

第4条 教育委員会は、前条の減免措置に関する調書の提出があったときは、その内容を審査し、減免すべきものについては、保育料を減免するとともに園長を経由して、野田市保育料減免措置通知書(別記第2号様式)によりその内容を保護者に通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式・第2号様式 (略)